

環境局発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について 令和5年度(第1四半期)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	風向風速計修繕	理化学機器	ANEOS(株)	1,283,040円	令和5年6月5日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
2	東部環境事業センターほか1か所真空式温水ヒーター修繕	産業用機器	(株)日本サーモエナー	1,111,000円	令和5年6月23日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-
3	城北環境事業センターほか1か所真空式温水ヒーター修繕	産業用機器	(株)ヒラカワ	1,919,500円	令和5年6月28日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G3	-

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

風向風速計修繕

### 2 契約の相手方

ANEOS 株式会社（旧 株式会社小笠原計器製作所）

### 3 随意契約理由

今回修繕を実施する風向風速計は、大気汚染防止法第 22 条に基づき、風向・風速の自動測定を行う機器である。

当該機器については、株式会社小笠原計器製作所が製造したものである。なお、令和元年 8 月 1 日付で株式会社小笠原計器製作所及び株式会社日本エレクトリック・インスルメントが合併し、ANEOS 株式会社となっている。

本装置の機器構成及び制御方法等については、ANEOS（株）が有する独自の技術により設計されているため、当該設備を設計した事業者以外では、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。また、修繕後の性能、作動状態、耐寿命に対しても一貫して責任を持たせることができるのは、当該設備の設計製造事業者である ANEOS（株）のみである。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

環境局環境管理部環境管理課環境情報グループ（電話番号 06-6615-7981）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東部環境事業センターほか1か所 真空式温水ヒーター修繕

### 2 契約の相手方

(株) 日本サーモエナー

### 3 随意契約理由

本修繕は、東部環境事業センターほか1か所における真空式温水ヒーター（以下「当該設備」）について点火棒、点火トランス等の故障により、動作不良をおこし性能が十分に発揮できなくなったため故障した部品の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

当該設備は、(株) 日本サーモエナーが有する独自の技術により製造・設置したものであり、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3375）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

城北環境事業センターほか1か所 真空式温水ヒーター修繕

### 2 契約の相手方

(株) ヒラカワ

### 3 随意契約理由

本修繕は、城北環境事業センターほか1か所における真空式温水ヒーター（以下「当該設備」）についてコントロールモータ、抽気ポンプ等の故障により、動作不良をおこし性能が十分に発揮できなくなったため故障した部品の取替後、試運転調整を行い当該設備の性能復旧を行うものである。

当該設備は、(株) ヒラカワが有する独自の技術により製造・設置したものであり、設備の有する特性を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該設備を製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術面での対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性がある。

また、修繕後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命、安全性（製造物責任）に対して一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するので、上記業者と特名随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 （電話番号06-6630-3375）